

社会福祉法人クオラ 役員等の報酬等に関する規程

制定:平成 29 年 6 月 14 日

最終改定:平成 30 年 6 月 14 日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人クオラ(以下「クオラ」という。)の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 理事長とは、理事会において理事長として選出された者をいう。
- (3) 常勤理事とは、理事のうちクオラを主たる勤務場所とし、週 32 時間以上勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち理事長及び常勤の理事以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、クオラの常勤職員を兼務し、職員として賃金が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 理事長 | 報酬及び退任慰労金 |
| (2) 業務執行理事 | 報酬 |
| (3) 常勤理事 | 報酬 |
| (4) 非常勤役員 | 報酬 |
| (5) 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第 1 に定める額
 - (2) 退職慰労金 別表第 2 に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の額は別表第 3 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長及び常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による。

(1) 報酬

毎月 15 日。ただし、当日が金融機関の休業日に当たる場合は、前営業日とする。

(2) 退職慰労金

任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 3 ヶ月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長又は常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長又は常勤理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長又は常勤理事が死亡によって退任した場合、その月の末日までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(退任慰労記念品)

第9条 第3条各号に定める報酬とは別に、役員等が退任するときは、別表4の基準に基づき退任慰労記念品を支給する。ただし、クオラの常勤職員を兼務し、職員として賃金が支給さ

れている役員等に対しては、記念品は支給しない。

(公表)

第10条 クオラは、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 14 日より施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 14 日より施行する。

＜別表第1(常勤の理事の報酬)＞

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円
業務執行理事	月額 150,000 円
常勤理事	月額 100,000 円

＜別表第2(理事長の退任慰労金算定式)＞

最終報酬月額×在任月数÷12×0.5

※ 上記在任月数の計算において、1ヵ月未満の月は1ヵ月に切り上げるものとする。

＜別表第3(非常勤役員及び評議員の報酬)＞

役職名	理事会・ 評議員会等への出席	その他の業務	
		4 時間以内	4 時間を超える
理事	5,569 円/回	5,569 円/日	11,137 円/日
評議員	5,569 円/回	5,569 円/日	11,137 円/日
監事	5,569 円/回	5,569 円/日	11,137 円/日

＜別表第4(退任慰労記念品の額)＞

在任年数	記念品の額
5 年未満	10,000 円
5 年以上 10 年未満	20,000 円
10 年以上 15 年未満	30,000 円
15 年以上 20 年未満	40,000 円
20 年以上	50,000 円